

機体持ち込みにおける角田滑空場の使用の原則

(機体持ち込みの定義及び分類)

第1条 機体持ち込みとは、公益社団法人 宮城県航空協会（以下協会）の施設に下記の4つに分類される機体を駐機または運航を目的として持ち込む場合をいい、機体を持ち込む場合は、別途機体持ち込み者と協会は、機体持ち込みに係る覚書を取り交わすものとする。

- (1) 個人機 会員の個人所有機で出資者が1名のもの
- (2) 共同所有機 会員を含む個人所有機で複数の出資者が存在するもの
- (3) 東北大学が所有する機体
- (4) 上記に該当しない機体

2 1か月未満の機体持ち込みについては、臨時扱いとし、次の項目を適用して月ごとに料金を徴収する。必要に応じ、扱いについて機体持ち込み者と協会にて協議を行う。

3 会員以外が所有する機体が角田滑空場を使用する場合は、別に定める。

(機体持ち込み料)

第2条 角田滑空場、テントハウス、トレーラ駐車場、角田事務所等の使用料（以下機体持ち込み料と言う）は次の通りとする。

- (1) 個人機の1機の機体持ち込み料は、年額18万円（月額1万5千円、日額1千円）
- (2) 共同所有機の1機の機体持ち込み料は、年額18万円（月額1万5千円、日額1千円）ただし、共同所有者の人数が、3名を超える場合、1名につき年額6万円（月額5千円）を加えた額とする。
- (3) 東北大学航空部所有機の1機の機体持ち込み料は年額18万円（月額1万5千円）
- (4) 上記に該当しない場合は別途協議のうえ定める。

(機体持ち込み料の支払い)

第3条 機体持ち込み料の支払いは年払いにあつては3月15日を期限とし、月払いの場合は翌月の月末を期限とする。

(機体持ち込み料の改定)

第4条 機体持ち込み料を改定する場合は、理事会に諮り決定する。

(会員区分)

第5条 第1条第1項第3号を除き、機体持ち込みを行う場合はオーナー会員となること。オーナー会員ではない会員が、機体持ち込みを行う場合は一定期間内にオーナー会員となること。

一定期間の長さについては、機体持ち込み者と協会で協議する。

以下参考分類資料

- 1 個人機 会員の個人所有機で出資者が1名のもの
(現在の該当機体 JA21XG JA2173 JA2186)
- 2 共同所有機 会員を含む個人所有機で複数の出資者が存在するもの
(現在の該当機体 JA201B JA2401 JA2458 JA2521)
- 3 東北大学が所有する機体
(現在の該当機体 JA01VT JA40AK)
- 4 上記以外のケースの個人機
(現在の該当機体 JA2554)